

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

8月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

当支部HPパスワード

☎「aa5948」

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

新副支部長ご着任のご報告

5月30日に開催された(一社)足立産業協会総会にて会長をご退任された渦波茂様(㈱飯島ポンプ製作所代表取締役)は同日をもちまして、当支部副支部長をご退任されました。

新副支部長は(一社)足立産業協会会長にあらたにご着任されました近藤浩富様(美濃紙業㈱取締役総務部長)にご着任いただきましたことをご報告いたします。

支部講習会のご案内

『令和6年度 全国労働衛生週間説明会』 ※無料です。

開催日時: 令和6年9月4日(水) 13:30~15:30(予定)

開催場所: 東京都城東職業能力開発センター
足立区綾瀬7-50-9

定 員: 100名

内 容: ○全国労働衛生週間実施要綱説明
○過重労働対策について(仮)
○「健康増進と女性活躍に向けて」 ~Lifeの理解と健康診断の活用~

足立労働基準監督署 担当官

足立労働基準監督署 担当官

東京産業保健総合支援センター

産業保健専門職 田中希実子氏

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和6年度 労災実務講習会』 ※無料です。

~監督署の調査・提出資料からみる精神疾患の労災認定基準~

開催日時: 令和6年10月22日(火) 14:00~16:30(予定)

開催場所: 足立区勤労福祉会館(綾瀬プルミエ)第二洋室 足立区綾瀬1-34-7

定 員: 40名

内 容: 精神疾患の労災請求時・認定時における労働基準監督署の調査は労災部署だけではない場合もあります。本講習会は労災部署以外の調査はどのように行われるのか、また、労災部署からの調査・提出資料から精神障害の認定基準を解説いたします。

※ご案内・お申込書は9月号に同封いたします。

『令和6年度 足立荒川安全衛生推進大会』 ※無料です。

開催日時: 令和6年11月21日(木)

開催場所: ムーブ町屋 ムーブホール 荒川区荒川7-50-9

※詳細が決まりしだい、ご案内いたします。

全国労働衛生週間ののり・ポスター頒布のお知らせ

当協会支部では「第75回全国労働衛生週間」に向けた、のり・ポスター・労働衛生のしおり等を斡旋頒布しております。パンフレットを同封いたしましたのでご活用ください。当支部ホームページからもご覧になれます。

ご注文・お問合せは当協会支部事務局までお願いします。

労災認定取消し 事業主の原告適格認めず（事業者は取消請求できず）

（令和6年7月22日付け労働新聞）

最高裁判所第一法定は、労災支給処分に対して、事業主が取消訴訟を提起できるかが争点となった裁判で、事業主の原告適格を認めない判決を下した。

労災支給処分は当然には労働保険料額に影響を及ぼさず、事業主の利益を侵害するとはいえないと指摘。事業主は保険料額認定処分の不服申立てや取消訴訟で違法性を主張できるため、手続保障にも欠けるところはないとした。

二審の東京高等裁判所は、メリット制の適用を受ける特定事業主は労災支給処分によって保険料が増額されるおそれがあり、原告適格を有するとしていた。

※「本判決の全文」、「労災保険のメリット制」については当支部ホームページ「会員専用」より、ご覧になれますのでご活用ください。

令和5年度「過労死等の労災補償状況」

厚生労働省は、令和5年度の「過労死等※1の労災補償状況」を取りまとめ公表しました。

厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数※2などを、平成14年以降年1回、取りまとめています。

※1「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

※2支給決定件数は、令和5年度中に「業務上」と認定した件数で、令和5年度以前に請求があったものを含みます。

【ポイント】

○過労死等に関する請求件数：4,598件（前年度比1,112件の増加）

○支給決定件数：1,099件（前年度比195件の増加）

うち死亡・自殺（未遂を含む）件数 137件（前年度比16件の増加）

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

（1）請求件数は1,023件で、前年度比220件の増加。

うち死亡件数は前年度比29件増の247件。

（2）支給決定件数は216件で前年度比22件の増加。

うち死亡件数は前年度比4件増の58件。

（3）業種別の傾向

・業種別（大分類）

請求件数は「運輸業、郵便業」244件、「卸売業、小売業」135件、「建設業」123件の順で多い。

・支給決定件数は「運輸業、郵便業」75件、「卸売業、小売業」29件、「宿泊業、飲食サービス業」25件の順に多い。

（4）職種別の傾向

・職種別（大分類）

請求件数は「輸送・機械運転従事者」200件、「専門的・技術的職業従事者」156件、「サービス職業従事者」135件の順で多い。

・支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」67件、「サービス職業従事者」29件、「専門的・技術的職業従事者」22件の順に多い。

（5）年齢別の傾向

請求件数は「50～59歳」404件、「60歳以上」363件、「40～49歳」203件の順で多い。

支給決定件数は「50～59歳」96件、「60歳以上」54件、「40～49歳」53件の順に多い。

（6）時間外労働時間別（1か月又は2～6か月における1か月平均）の傾向

支給決定件数は、「評価期間1か月」では「100時間以上～120時間未満」24件が最も多い。また、「評価期間2～6か月における1か月平均」では「80時間以上～100時間未満」54件が最も多い。

2 精神障害に関する事案の労災補償状況

- (1) 請求件数は3,575件で前年度比892件の増加。
うち未遂を含む自殺の件数は前年度比29件増の212件。
- (2) 支給決定件数は883件で前年度比173件の増加。
うち未遂を含む自殺の件数は前年度比12件増の79件。
- (3) 業種別の傾向
 - ・業種別（大分類）
請求件数は「医療、福祉」887件、「製造業」499件、「卸売業、小売業」491件の順で多い。
支給決定件数は「医療、福祉」219件、「製造業」121件、「卸売業、小売業」103件の順に多い。
- (4) 職種別の傾向
 - ・職種別（大分類）
請求件数は「専門的・技術的職業従事者」990件、「事務従事者」782件、「サービス職業従事者」579件の順で多い。
支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」259件、「事務従事者」154件、「サービス職業従事者」126件の順に多い。
- (5) 年齢別の傾向
請求件数は「40～49歳」953件、「30～39歳」847件、「50～59歳」795件の順で多い。
支給決定件数は「40～49歳」239件、「20～29歳」206件、「30～39歳」203件の順に多い。
- (6) 時間外労働時間別（1か月平均）の傾向
支給決定件数は「20時間未満」が63件で最も多く、次いで「100時間以上～120時間未満」が55件。
- (7) 出来事※別の傾向
支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」157件、「業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」111件、「セクシュアルハラスメントを受けた」103件の順に多い。
※「出来事」とは精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、認定基準において、一定の事象を類型化したもの。
❖詳細は当支部ホームページ「会員専用」より、ご覧になれます。

令和5年度の東京労働局管内における送検状況について

～労働時間・休日に関する送検件数が高い水準～

東京労働局は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における令和5年度の送検状況を以下のとおり取りまとめ、公表しました。

1 概要

令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、51件（前年度に比べ19件減少）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の主な違反事項をみると、労働時間・休日に関する違反と労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反がそれぞれ9件で最も多く、次いで賃金・退職金不払に関する違反が8件となっています。

労働時間・休日に関する違反については、前年度より5件増加しており、過去10年間で3番目に多く、高い水準となっています。

なお、業種別でみると、建設業が12件で最も多く、次いで製造業が10件となっています。

2 違反事項の内容

(1) 労働基準法・最低賃金法違反・・・29件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは29件で、主な送検事項は、労働時間・休日に関する違反が9件、賃金・退職金不払に関する違反が8件、割増賃金不払に関する違反が5件、解雇の予告に関する違反が1件でした。

(2) 労働安全衛生法違反・・・22件

労働安全衛生法違反により送検したのは22件で、主な送検事項は、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が9件、労災かくしが7件でした。

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局・労働基準監督署